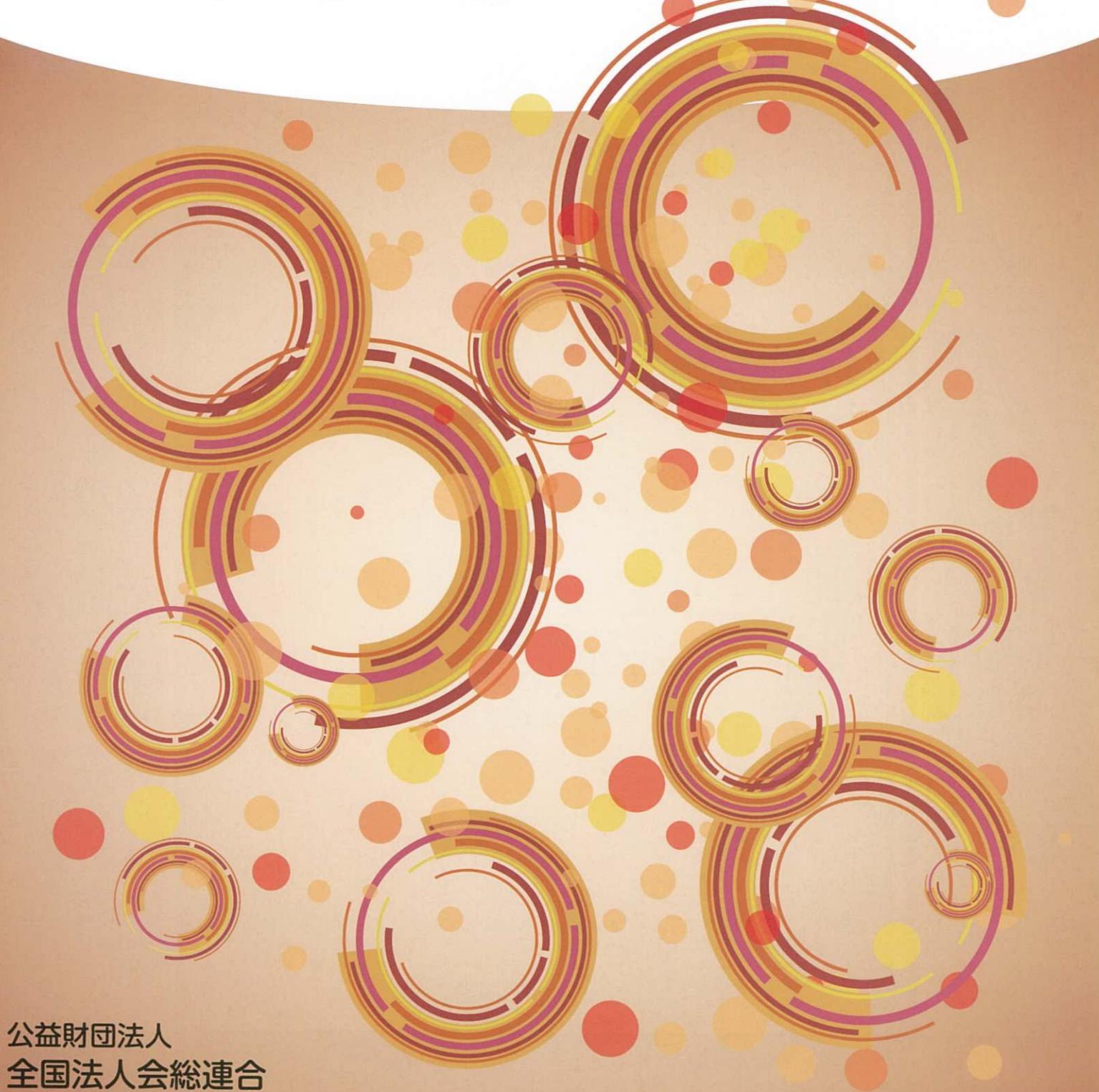


# 税制改正の あらまし

令和  
**3**  
年度



# はしがき

令和3年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

令和3年度税制改正は、新型コロナウイルス感染症の影響で経済が落ち込む中、厳しい経営環境を下支えし、ウィズコロナ・ポストコロナの新しい社会をつくり、改めてデフレ脱却と経済再生を確かなものにしていく観点から改正が行われました。

法人税関係では、中小企業による積極的な設備投資等を支援するため「中小企業投資促進税制」「中小企業経営強化税制」の見直し及び延長のほか、「所得拡大促進税制の見直し」「中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設」が講じられました。

また、デジタル技術を活用した企業変革を進めるため「デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設」のほか、「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設」が講じられました。

所得税関係では、「退職所得課税の適正化」「住宅ローン控除の特例の見直し」「セルフメディケーション税制の見直し」が、資産税関係では、「非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し」「住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し」などが講じられました。

その他、政府全体の行政手続におけるデジタル化を推進する観点から「税務関係書類における押印義務の見直し」が行われたほか、「電子帳簿等保存制度」などが見直されました。

本書は、令和3年度税制改正の中でも、法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたしました。会員の皆様の経営や税務においてお役に立てば幸いです。

令和3年5月

公益財団法人 全国法人会総連合

# 目 次

## I 法人税関係

1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長	4
2 中小企業向け投資促進税制等の延長等	5
(1) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長	5
(2) 中小企業経営強化税制の見直し及び延長	6
3 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長	8
4 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設	9
5 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長	10
6 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設	11
7 研究開発税制の見直し	12
(1) 一般型（旧総額型）及び中小企業技術基盤強化税制の見直し	12
(2) 試験研究費の定義の見直し	13
8 賃上げ及び投資の促進税制に係る税制の見直し（人材確保等促進税制）	14
9 繰越欠損金の控除上限の特例の創設	15
10 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設	16
11 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設	17

## II 所得税関係

1 退職所得課税の適正化	18
2 住宅ローン控除の特例の見直し	19
3 セルフメディケーション税制の見直し	20

## III 資産税関係

1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し	21
2 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長	22
(1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	22
(2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置	22

3 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し	23
(1) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置	23
(2) 住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ	23

## IV 消費税関係

1 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し	24
---------------------------	----

## V その他

1 土地に係る固定資産税等の課税標準額の据え置き	25
2 税務関係書類における押印義務の見直し	26
3 電子帳簿等保存制度の見直し	27
(1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化	27
(2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設	28
(3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化	28
4 車体課税の見直し	29
(1) 自動車重量税のエコカー減税の見直し	29
(2) 環境性能割の税率区分の見直し	30
5 地方税共通納稅システムの対象税目の拡大	31
6 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化	31

# I 法人税関係

## 1 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等（※1）の法人税率について、年800万円以下の所得金額に対する軽減税率の特例15%（本則19%）の適用期限が2年間延長されました。

なお、中小法人のうち適用除外事業者（※2）に該当するものについては、この特例の適用対象から除外されています。

※1 中小企業者等とは、中小法人（①資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、②資本又は出資を有しない法人）等をいいます。

※2 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した各事業年度の所得金額の年平均額が15億円を超える法人をいいます。

### 【改正の内容】

#### ■ 法人税の本則税率と特例による軽減税率

対象	本則税率		特例による軽減税率
大法人 (資本金1億円超の法人)	所得金額区分なし	23.2%	—
中小法人 (資本金1億円以下の法人)	年800万円超の所得金額	23.2%	—
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

#### 適用時期

令和5年3月31日までに開始する事業年度まで適用期限が延長されました。

## 2 中小企業向け投資促進税制等の延長等

中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等をし、制度を一本化した上で、適用期限が2年間延長されました。また、中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加した上で、適用期限が2年間延長されました。

設備の種類 (価額要件)	機械装置 (160万円以上)	ソフトウェア (70万円以上)	器具備品・工具 (30万円以上)	建物附属設備 (60万円以上)
支援措置 国税	<p style="text-align: center;">【中小企業経営強化税制】 即時償却又は税額控除 7% (※ 10%) ⇒延長 (2年)</p> <p>生産性向上設備 (A類型) 旧モデルと比べて生産性 (省エネ効率) が年平均 1% 以上向上する設備 収益力強化設備 (B類型) 投資利益率が年平均 5% 以上の投資計画に係る設備 デジタル化設備 (C類型) 遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備 経営資源集約化設備 (D類型) 修正 ROA 又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備 計画認定手続を柔軟化</p> <p>【中小企業投資促進税制】 30%特別償却又は税額控除 7% (※) ⇒延長 (2年) 不動産業等、商店街振興組合を対象に追加</p> <p>【商業・サービス業・農林水産業活性化税制】 30%特別償却又は税額控除 7% (※) ⇒廃止</p>			

■ を付した部分は、経営力向上計画の認定が必要

※を付した部分は、資本金3,000万円以下の法人に限ります。

### (1) 中小企業投資促進税制の見直し及び延長

中小企業者等が、新品の機械及び装置などを取得又は製作して指定事業の用に供した場合に特別償却(30%)又は税額控除(7%、資本金3,000万円以下の中小企業者等に限ります)ができる中小企業投資促進税制について、対象業種等を追加した上で、適用期限が2年間延長されました。

なお、商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、中小企業投資促進税制に整理・統合された上で、適用期限(令和3年3月31日)の到来をもって廃止されました。

#### 【制度の概要】

##### ■ 税制上の措置

区分	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超 1億円以下の法人
特別償却	取得価額×30%	
税額控除	取得価額×7%	—

## [改正の内容]

以下の対象者及び対象業種（オレンジ文字の部分）が追加されました。

対象者	・中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、商店街振興組合等） ・従業員数1,000人以下の個人事業主
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、不動産業、物品賃貸業 ※ 性風俗関連特殊営業に該当するものは除く
対象設備	・機械及び装置【1台160万円以上】 ・測定工具及び検査工具【1台120万円以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】 ・一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※ 複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く ・貨物自動車（車両総重量3.5トン以上） ・内航船舶（取得価格の75%が対象）

※ 対象設備から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

## （2）中小企業経営強化税制の見直し及び延長

中小企業経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた一定の中小企業者等が新品の特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却（即時償却）又は税額控除（10%、資本金3,000万円超の中小企業者等は7%）について、経営資源集約化設備（D類型）を追加した上で、適用期限が2年間延長されました。

### 【制度の概要】

#### ■ 税制上の措置

区分	資本金3,000万円以下の法人 個人事業主、農業協同組合等	資本金3,000万円超 1億円以下の法人
特別償却		即時償却
税額控除	取得価額×10%	取得価額×7%

## 【改正の内容】

修正R O A（※）又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画の実施に必要不可欠な設備が、**経営資源集約化設備（D類型）**として新たに追加されました。

## ■ 要件及び対象となる設備

類型	生産性向上設備 (A類型)		収益力強化設備 (B類型)	デジタル化設備 (C類型)	経営資源集約化設備 (D類型)
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備		投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備	修正R O A（※）又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備
確認者	工業会等		経済産業局	経済産業局	経済産業局
対象設備	機械装置	160万円以上 販売開始10年以内	機械装置 160万円以上	機械装置 160万円以上	機械装置 160万円以上
	測定工具及び検査工具	30万円以上 販売開始5年以内	工具 30万円以上	工具 30万円以上	工具 30万円以上
	器具備品	30万円以上 販売開始6年以内	器具備品 30万円以上	器具備品 30万円以上	器具備品 30万円以上
	建物附属設備	60万円以上 販売開始14年以内	建物附属設備 60万円以上	建物附属設備 60万円以上	建物附属設備 60万円以上
	ソフトウエア	70万円以上 販売開始5年以内	ソフトウェア 70万円以上	ソフトウェア 70万円以上	ソフトウェア 70万円以上
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しない）／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等				同左

(※) R O Aとは、総資本経常利益率で総資本に対する経常利益の割合を示す指標です。

(経常利益÷資本合計)×100%で求められます。

## 適用時期

(1)、(2)の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に対象設備の取得等をして事業の用に供した場合に適用されます。

### ③ 中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長

中小企業全体として雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、所得拡大促進税制の適用要件が見直され、適用期限が2年間延長されました。

#### [改正の内容]

要件	改正前	改正後
要件	<p>① <u>継続雇用者給与等支給額</u>（※1）：対前年度增加率1.5%以上</p> <p>② <u>雇用者給与等支給額</u>（※2）：対前年度を上回ること</p>	<p>・<u>雇用者給与等支給額</u>（※2）：対前年度增加率1.5%以上</p>
税額控除	<ul style="list-style-type: none"><li>雇用者給与等支給額の対前年度增加額の15%の税額控除</li><li><u>継続雇用者給与等支給額</u>の対前年度增加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件（※3）を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%）</li><li>税額控除額は法人税額の20%を限度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>雇用者給与等支給額の対前年度增加額の15%の税額控除</li><li><u>雇用者給与等支給額</u>の対前年度增加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加等の要件（※3）を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%）</li><li>税額控除額は法人税額の20%を限度</li></ul>

※1 継続雇用者給与等支給額：継続雇用者（法人の適用年度及び前事業年度等の期間内の各月においてその法人の給与等の支給を受けた国内雇用者として一定のもの）に対する適用年度の給与等の支給額

※2 雇用者給与等支給額：適用年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入される国内雇用者に対する給与等の支給額

※3 教育訓練費増加等の要件：次のいずれかの要件

イ 当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.1倍

ロ 中小企業等経営強化法の認定に係る計画（中小企業事業再編投資損失準備金制度に係る経営力向上計画の追加）における経営力向上の証明

#### 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度において、雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

## 4

# 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設

M&A実施後に発生する中小企業の特有のリスク（簿外債務、偶発債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限ります）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとなります。

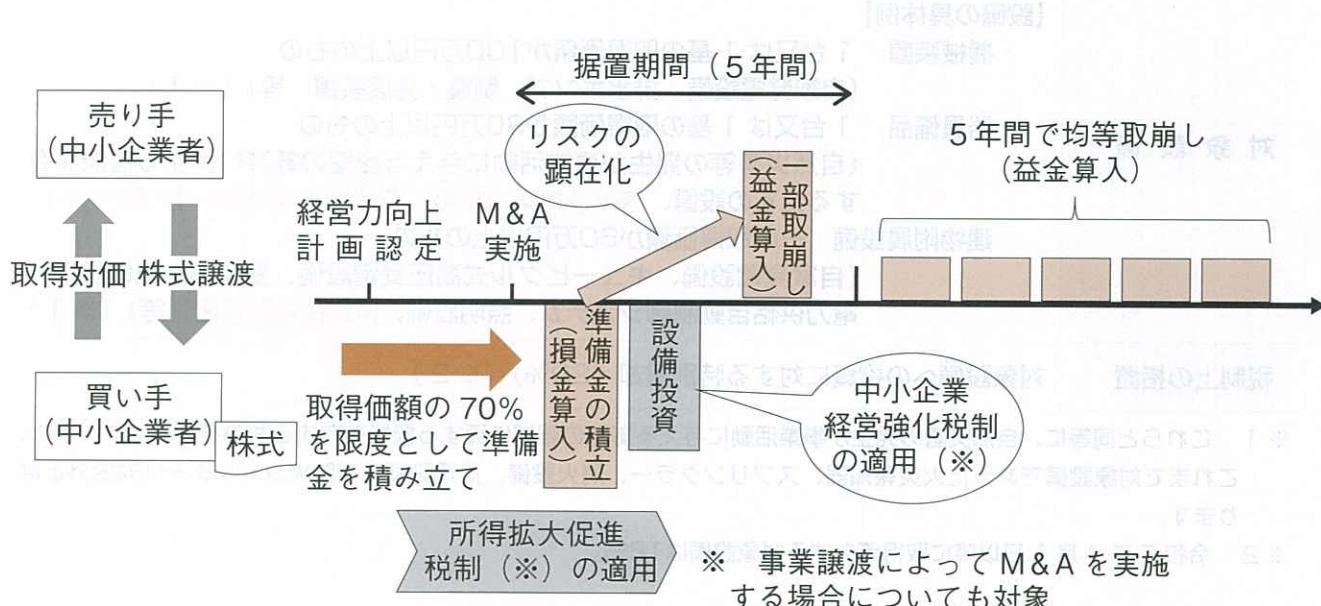
また、経営力向上計画の中で、中小企業経営強化税制の新たな類型（D類型）の適用ができるようになる（※1）とともに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定が不要（※2）とされました。

※1 「中小企業経営強化税制の見直し及び延長」（6頁）参照。

※2 「中小企業における所得拡大促進税制の見直し及び延長」（8頁）参照。

## 【制度の概要】

M&A実施後に発生しうるリスク（簿外債務等）に備えるため、据置期間付（5年間）の準備金を措置。この準備金は、据置期間終了後、原則として、5年間で均等額を取り崩して益金算入することとなります。



## 適用時期

中小企業等経営強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に同法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業が他の法人の株式等を取得した場合に適用されます。

## 5 中小企業防災・減災投資促進税制の拡充・延長

中小企業防災・減災投資促進税制は、中小企業が中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、事業継続力強化設備等としてその認定計画に記載された一定の設備を取得等した場合に、取得価額の20%の特別償却が適用できる制度です。

中小企業による自然災害等に対する事前対策の強化に向けた設備投資を後押しするため、特別償却率の引き下げ及び適用対象の見直しを行った上で、適用期限が2年間延長されました。

### 【改正の内容】

対象設備に以下の設備（オレンジ文字の部分）が加えられました。

対象者	事業継続力強化計画等の認定を受けた中小企業・小規模事業者
計画の認定	① 経済産業大臣の定める中小企業者の事業継続力強化に関する「基本方針」に照らし適切なものであること ② 事業継続力強化を確実に遂行するために適切なものであること
対象設備	事前対策を強化するために必要な防災・減災設備 【設備の具体例】 <ul style="list-style-type: none"><li>・機械装置／1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの (自家発電設備、排水ポンプ、制震・免震装置 等) (※ 1)</li><li>・器具備品／1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの (自然災害等の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有する全ての設備、<b>感染症対策のために取得等をするサーモグラフィ</b>)</li><li>・建物附属設備／一の取得価額が60万円以上のもの (自家発電設備、キュービクル式高圧受電設備、変圧器、配電設備、<b>電力供給自動制御システム、照明設備、無停電電源装置</b> 等) (※ 1)</li></ul>
税制上の措置	対象設備への投資に対する特別償却(20%) (※ 2)

※ 1 これらと同等に、自然災害の発生が事業活動に与える影響の軽減に資する機能を有するものを含みます。また、これまで対象設備であった火災報知器、スプリンクラー、消火設備、排煙設備及び防火シャッターは対象外となります。

※ 2 令和5年4月1日以降に取得等をする対象設備は18%。

### 適用時期

令和5年3月31日までに計画の認定を受け、認定後1年以内に対象資産の取得等をした場合に適用されます。

## 6 デジタルトランスフォーメーション(DX)投資促進税制の創設

デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による企業変革に向けた投資について、2年間の時限措置として、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されます。

### 【制度の概要】

#### ■ 認定要件

青色申告書を提出した法人が産業競争力強化法に定める事業適応計画の認定要件を満たした上で、次の要件について主務大臣から確認を受ける必要があります。

デジタル (D) 要件	① データ連携・共有 (他の法人等が有するデータ又は事業者がセンサー等を利用して新たに取得するデータと既存内部データを合わせて連携すること) ② クラウド技術の活用 ③ 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得 (レガシー回避・サイバーセキュリティ等の確保)
企業変革 (X) 要件	① 商品の製造原価が8.8%以上削減されること ② 生産性向上や売上高の上昇の目標を定めること ・計画期間内で、ROAが平成26年～平成30年平均を基準値として1.5%ポイント向上 ・計画期間内で、売上高伸び率≥過去5年度の業種売上高伸び率+5%ポイント ③ 投資総額が売上高比0.1%以上であること

#### ■ 税制措置の内容

認定された事業適応計画に基づいて行う設備投資について以下の措置が講じられます。

対象設備	税額控除	特別償却
ソフトウェア 継延資産（※1）	3%	※1の該当する場合 30%
器具備品（※2）	5%	
機械装置（※2）	（※3）	

※1 クラウドシステムへの移行に係る初期費用に限ります。

※2 ソフトウェア又は継延資産と連携して使用するものに限ります。

※3 グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合。

(注1) 設備投資額下限：売上高比0.1%以上

(注2) 設備投資額上限：300億円（300億円を上回る投資は300億円まで）

(注3) 税額控除上限：「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」(17頁参照)と合わせて当期法人税額の20%までとなります。

#### 適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、事業適応計画の対象設備の取得等をした場合に適用されます。

## 7

# 研究開発税制の見直し

活発な研究開発を維持するとともに、企業のビジネスモデル変革を促していく観点から、以下の見直しが行われました。

## (1) 一般型(旧総額型)及び中小企業技術基盤強化税制の見直し

厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除上限が最大で30%（改正前：25%）に引き上げられました。また、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引き下げ（6%→2%）が行われました。

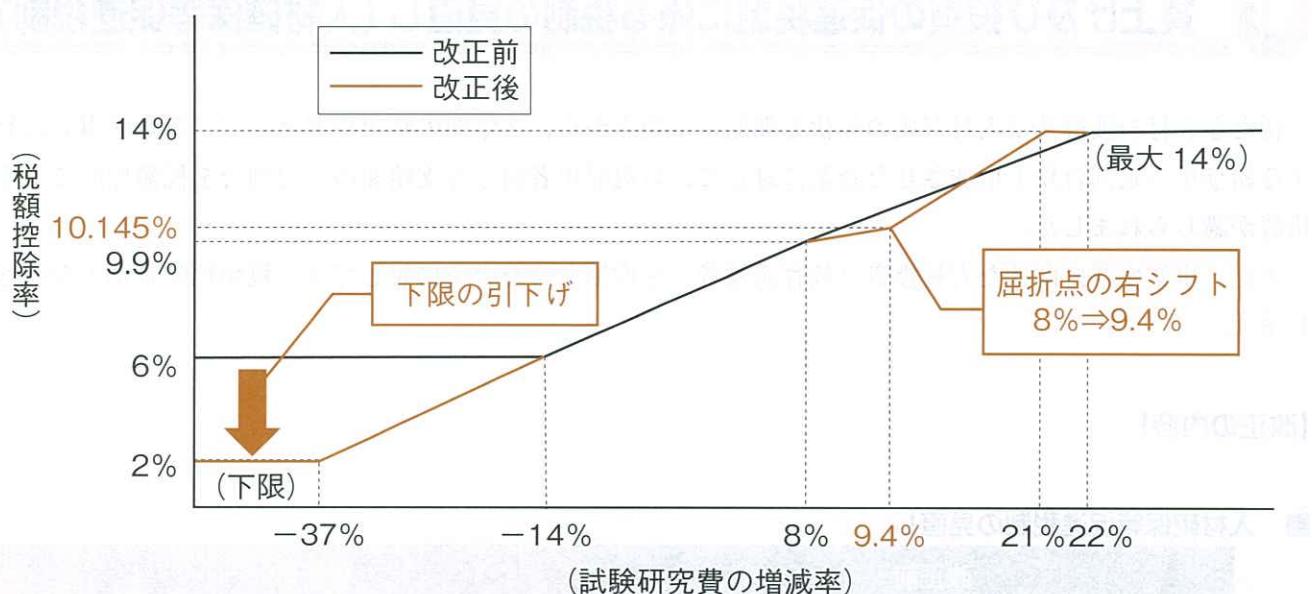
### [改正の内容]

	改正前（総額型）	改正後（一般型）
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14% (中小法人：12%～17%)	試験研究費の増減に応じ、 <u>2%</u> ～14%（※） (中小法人：12%～17%)（※）
	$\left( \begin{array}{l} \text{試験研究費が平均売上金額の10%超の場合} \\ \Rightarrow \text{上記割合} \times (\text{試験研究費割合} - 10\%) \times 0.5\% \text{を加算} \end{array} \right) \text{(※)}$	
控除上限	<p>法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%）</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）</li><li>・試験研究費が平均売上金額の10%超の場合 <math>\Rightarrow 0 \sim 10\%</math>上乗せ</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・中小法人：10%上乗せ（増加率<u>9.4%</u>超の場合）（※）</li><li>・基準年度と比べ、試験研究費が平均売上金額の10%超の場合<math>\Rightarrow 0 \sim 10\%</math>上乗せ（※）</li><li>・売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合には5%上乗せ（<math>\Rightarrow</math>合計最大で30%）（※）</li></ul>

※ 令和4年度末までの時限措置

一般型の控除率については、大法人：10%超、中小法人：12%超の部分

## ■ 税額控除率の見直し



## (2) 試験研究費の定義の見直し

研究開発税制の対象に、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費が追加されました。

### 【改正の内容】

#### ■ 試験研究費の定義

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"><li>・製品の製造又は技術の改良・考案・発明に係る試験研究のために要する費用</li><li>・対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する費用（サービス開発型）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・パッケージソフトウェアと同様に、自社利用ソフトウェアの製作に要した試験研究費を研究開発税制の対象とする</li></ul>

### 適用時期

(1) の改正は、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。

(2) の改正は、令和3年4月1日以後に適用されます。

## 8 賃上げ及び投資の促進税制に係る税制の見直し(人材確保等促進税制)

新たな人材の獲得及び人材育成の強化を促進する観点から、2年間の時限措置として、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置が講じられました。

また、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が上乗せされます。

### 【改正の内容】

#### ■ 人材確保等促進税制の見直し

	改正前	改正後
要件	<ul style="list-style-type: none"><li>① 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率3%以上</li><li>② 国内設備投資額：当期の減価償却費の総額の95%以上</li><li>③ 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>① 新規雇用者（※1）給与等支給額：対前年度増加率2%以上</li><li>② 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること</li></ul>
税額控除	<ul style="list-style-type: none"><li>・雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除</li><li>・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費≥前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（→合計20%）</li><li>・税額控除額は法人税額の20%を限度</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規雇用者（※2）給与等支給額（※3）の15%の税額控除</li><li>・教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費≥前期の教育訓練費の1.2倍）を満たす場合には控除率を5%上乗せ（→合計20%）</li><li>・税額控除額は法人税額の20%を限度</li></ul>

※1 雇用保険法に規定する一般被保険者に限られます。

※2 賃金台帳に新たに記載された者をいいます（一般被保険者以外の者を含みます）。

※3 雇用者給与等支給額の対前年度増加額が上限とされます。

#### 適用時期

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する事業年度において、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合に適用されます。

## 9

## 繰越欠損金の控除上限の特例の創設

コロナ禍で厳しい環境にある企業が、抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適用計画の認定を受けた場合には、2年間にわたって生じた欠損金額を、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得の金額の50%）とする特例が創設されました。

### 【制度の概要】

#### ■ 事業適応計画

事業適応計画の認定要件を満たした上で、次の要件を満たす必要があります。

- ・将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出すること
- ・計画期間内に達成を見込む業績目標（ROAが計画認定時の直近事業年度比5%ポイント向上など）を定めること
- ・投資計画が企業の成長に資する内容であること（単純な維持・更新投資は対象外）
- ・主務大臣が①計画を認定するとともに②投資実績を毎年確認

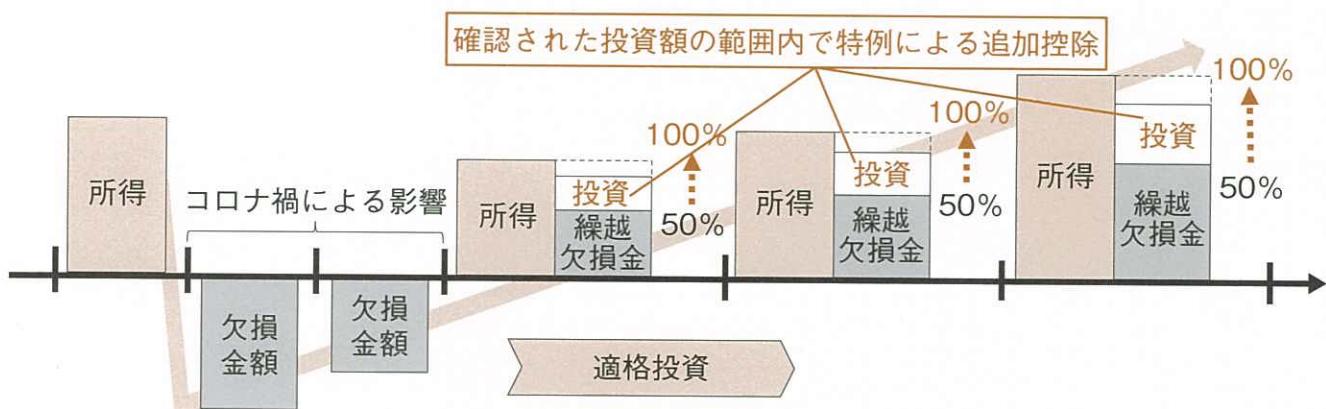
#### ■ 税制措置の内容

認定された事業適応計画に基づく投資を行う企業の繰越欠損金について右の措置が講じられました。なお、この特例における欠損金の控除限度額の引き上げは、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資の額に達するまでの金額が上限とされます。

対象欠損事業年度	欠損金の控除限度額
2年間（※）	最大5年間 100%控除可能

※ 令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度

#### ■ 投資額と控除上限の関係のイメージ図



### 適用時期

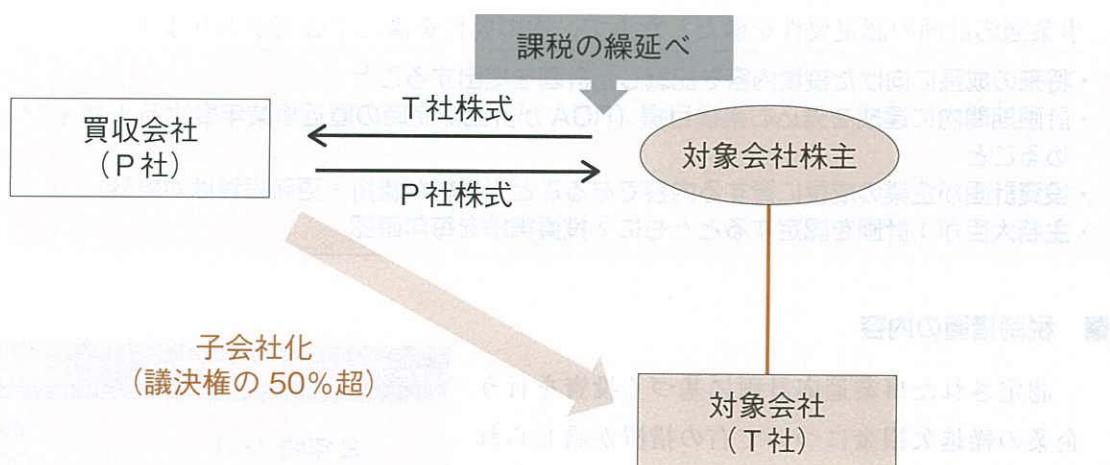
令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金額について適用されます。

## 10

# 自社株式を対価としたM&Aに係る税制上の措置の創設

企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、会社法の見直しにより新たに創設された「株式交付制度」（令和3年3月1日施行）を活用し、買収会社の自社株式等を対価とするM&Aに係る対象会社株主に対する課税について、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置が創設されました。

### 【制度の概要】



(注) 自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、  
金銭等が20%以下であるものに限ります。

### 適用時期

令和3年4月1日以後の対象会社株主の譲渡損益に対する課税について適用されます。

## 11 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

「2050年カーボンニュートラル」の目標達成に向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、3年間の時限措置として、税額控除（10%・5%）又は特別償却（50%）できる措置が創設されます。

### 【制度の概要】

#### ■ 事業適応計画

##### 【計画の経済産業大臣の認定】

###### 1 脱炭素化を加速する製品を生産する設備（需要開拓商品生産設備）

①需要開拓商品（※）の生産を行うために不可欠な機械装置であること

②専ら需要開拓商品の生産に使用されること

※燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの

###### 2 生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備（生産工程効率化等設備）

・事業所等の単位で炭素排出量1単位当たりの付加価値額（炭素生産性）の目標が、「3年内に7%又は10%以上向上」を満たす計画であること



#### ■ 税制措置の内容

青色申告書を提出する法人の認定された事業適応計画に基づく脱炭素化効果の大きい設備投資について、以下の措置が講じられます。

##### 1 需要開拓商品生産設備

対象設備	税額控除	特別償却
機械装置	10%	50%

##### 2 生産工程効率化等設備

対象設備（※）	税額控除	特別償却
機械装置 器具備品 建物附属設備 構築物	5% 【目標が10%以上 向上の場合】 10%	50%

※ 導入される設備が事業所の炭素生産性を1%向上させることを満たす必要があります。

(注) 対象措置となる設備投資額は500億円まで。税額控除の控除上限は、「デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制」(11頁参照)と合わせて当期の法人税額の20%となります。

### 適用時期

産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間に、同法の事業適応生産性向上設備等の取得等をした場合に適用されます。

## II 所得税関係

### 1 退職所得課税の適正化

勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、退職所得金額の「2分の1課税」を適用しないこととされていますが、現状の退職給付の実態を踏まえ、勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、「2分の1課税」を適用しないよう退職所得課税の適正化が講じられます。

#### 【退職所得の課税方式】

他の所得と区分して次により分離課税

$$(収入金額 - 退職所得控除額 (\ast 1)) \times 1/2 \times \text{税率} (\ast 2) = \text{退職所得に係る所得税額}$$

(\ast 1) ①勤続年数20年までは1年につき40万円

②勤続年数20年超は1年につき70万円

(\ast 2) 課税退職所得金額の区分に応じ5%から45%までの税率が適用

#### 【改正の内容】

勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、「2分の1課税」を適用しないように見直されます。

#### ■ 退職所得課税の見直し（2分の1課税の適用関係）

勤続年数	従業員		役員等	
	退職所得控除後の残額			
	300万円以下の部分	300万円超の部分		
5年以下	適用あり	(改正前) 適用あり (改正後) 適用なし	適用なし	
5年超		適用あり	適用あり	

#### 適用時期

令和4年分以後の所得税について適用されます。

## 2 住宅ローン控除の特例の見直し

新型コロナウイルス感染症の影響を背景に、住宅投資を幅広く購買層に対して喚起するため、控除期間13年間の住宅ローン控除の特例が見直されました。

### 【改正の内容】

住宅ローン控除の控除期間13年間の特例の適用期限を1年間延長し、一定期間（注文住宅は令和2年10月～令和3年9月末、分譲住宅などは令和2年12月～令和3年11月末）に契約した場合、令和4年末までの入居者が適用対象とされました。

また、この延長した部分に限り、合計所得金額1,000万円以下の者については面積要件を緩和し、床面積40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満（原則：合計所得金額3,000万円以下、床面積50m<sup>2</sup>以上）の住宅も対象となるよう見直されました。

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
【改正後】 経済対策として控除期間13年間の措置を延長	(10月1日) 税率引上げ(10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年12月から R3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年  面積要件 ⇒ 40m <sup>2</sup> 以上 ※40m <sup>2</sup> ～50m <sup>2</sup> は所得1,000万円以下
コロナ特例 ※コロナを踏まえた上乗せ措置の弾力化		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げに伴う反動減対策の上乗せ措置 ※控除期間13年間		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 =50m <sup>2</sup> 以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置	平成26年4月入居～		R3年末までの入居 控除期間 10年	

### 適用時期

令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合に適用されます。

### 3 セルフメディケーション税制の見直し

少子高齢化社会において国民の健康づくりを促進する観点から、セルフメディケーション税制が見直されました。いわゆるスイッチOTC（※1）成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度※2）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が5年間延長されました。

（※1）スイッチOTCとは、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品をいいます。

（※2）3薬効程度とは、非スイッチOTCのうち、医療費適正化効果が著しく高いものをいいます。

#### 【制度の概要】

セルフメディケーション税制は、予防接種など健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組を行う者が、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間1万2,000円を超えて支払った場合には、その購入費用（年間10万円を限度）のうち1万2,000円を超える額を所得控除する制度です。

#### 【改正の内容】

##### ■ セルフメディケーション税制の見直し

項目	概要
税制対象医薬品の範囲の見直し	セルフメディケーション税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を対象としているが、以下の見直しにより税制のインセンティブ効果をより強化 ①所要の経過措置（5年未満）を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が薄いと認められるものを除外 ②医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効（3薬効程度）については、対象をスイッチOTC成分以外にも対象を拡充
手続きの簡素化	・煩雑な手続きがセルフメディケーション税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に取組（予防接種等）に関する書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要 ・医薬品購入費の明細を添付（取組に関する事項は明細に記載）

（注）この具体的な内容等は、専門的な知見も活用して決定することとされており、現在厚生労働省の「セルフメディケーション推進に関する有識者検討会」において議論が行われているところです。  
(令和3年3月時点)

#### 適用時期

対象医薬品の範囲の見直しは令和4年分以後の所得税について、手続きの簡素化は令和3年分以後の確定申告書を令和4年以後に提出する場合について、それぞれ適用されます。

### III 資產稅關係

## 1 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の見直し

中小企業経営者の高齢化を踏まえ、後継者の役員要件の緩和等を行うことにより、制度のより一層の活用促進を図ることを目的に、非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度が見直されました。

## 【制度の概要】

後継者である相続人又は受遺者（特例経営承継相続人等）が、被相続人から中小企業経営円滑化法の認定を受けている非上場会社の株式等を相続又は遺贈（相続等）により取得をした場合において、その非上場株式等に係る相続税について、一定の要件のもと、その納税を猶予し、特例経営承継相続人等の死亡等により、その全部又は一部が免除される制度です。

平成30年度税制改正では、これらの措置に加え、10年間（平成30年1月1日から令和9年12月31日まで）の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の制限（総株式数の3分の2まで）の撤廃や、納税猶予割合の引き上げ（80%→100%）等の特例措置が創設されています。

## 【改正の内容】

後継者役員要件を見直し、次の場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前に特例認定承継会社の役員でないときでも、この制度の適用を受けることができます（①については、一般制度についても同様とされます）。

- ① 被相続人が70歳未満（改正前：60歳未満）で死亡した場合  
② 後継者が中小企業における経営承継円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特  
例後継者として記載されている者である場合

### 適用時期

令和3年4月1日以後の相続について適用されます。

## 2

# 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し及び延長

直系尊属から教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、節税的な利用を防止する観点から、以下の見直しを行った上で、それぞれ適用期限が2年間延長されました。

## (1) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

### 【制度の概要】

親や祖父母（贈与者）が、金融機関に子・孫（受贈者：0～30歳未満で合計所得金額が1,000万円以下）名義の口座を開設し、教育資金を一括して拠出した場合、受贈者ごとに1,500万円が非課税となる制度です。

### 【改正の内容】

贈与者死亡時の残高（改正前：死亡前3年以内の贈与に係る残高）を、その死亡の日までの年数にかかわらず相続財産に加算（受贈者が、23歳未満、学校等に在学中、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除きます）するように見直されました。

また、受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続財産に2割加算が適用されます。

## (2) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

### 【制度の概要】

親や祖父母（贈与者）が、金融機関に子・孫（受贈者：20～50歳未満で合計所得金額が1,000万円以下）名義の口座を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出した場合、受贈者ごとに1,000万円（結婚関係費用は300万円）が非課税となる制度です。

### 【改正の内容】

受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の残高に係る相続財産に2割加算が適用されます。

また、受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられます。

### 適用時期

令和5年3月31日まで適用期限が延長されました。

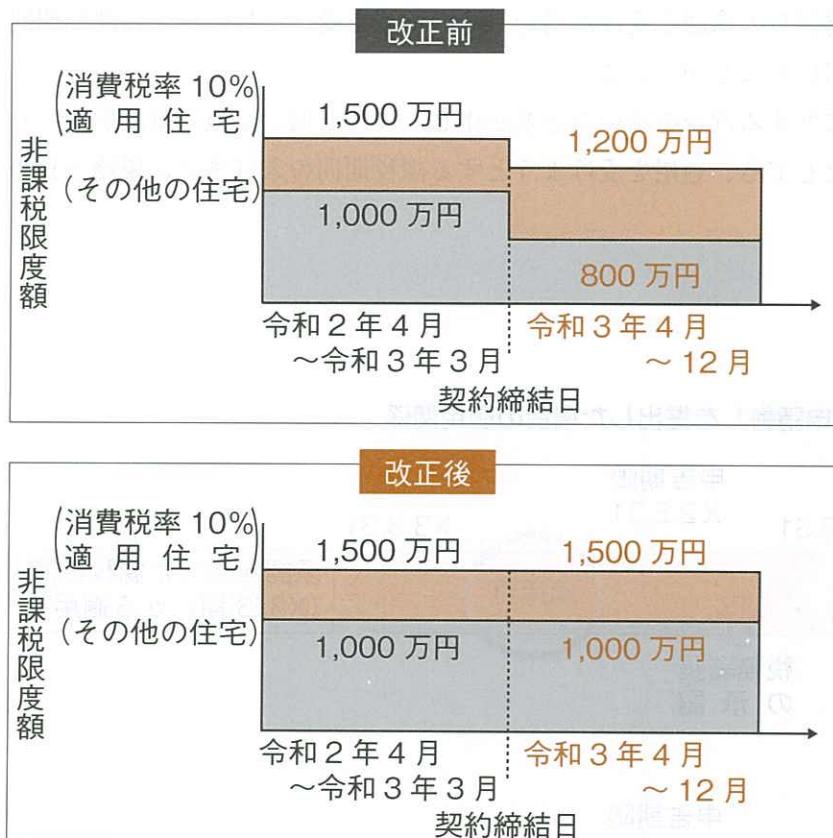
ただし、(1)、(2)の改正は、令和3年4月1日以後の贈与について、(2)の受贈者の年齢要件は、令和4年4月1日以後の贈与について適用されます。

### ③ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の見直し

#### (1) 住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置

##### 【改正の内容】

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和3年4月1日から令和3年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額が、令和2年度の非課税限度額と同額に引き上げられます。



(注) 左図の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額です。一般的な住宅用家屋に係る非課税限度額は、左図の非課税限度額からそれぞれ500万円減の額となります。

#### (2) 住宅用家屋の床面積要件の下限の引き下げ

##### 【改正の内容】

受贈者が贈与を受けた年分の所得税の合計所得金額が1,000万円以下である場合については、住宅用家屋の床面積要件を緩和し、床面積が40m<sup>2</sup>以上50m<sup>2</sup>未満（改正前：所得要件2,000万円以下、床面積要件の下限50m<sup>2</sup>以上）である住宅についても適用できるように見直されました。

##### 適用時期

令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。

# IV 消費税関係

## 1 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し

消費税の仕入控除税額の計算について、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合、その承認申請書を提出した課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとされました。

### 【制度の概要】

個別対応方式によって仕入税額控除を計算する際に課税売上げと非課税売上げに共通の課税仕入れに乘じる「課税売上割合」については、税務署長の承認を受けた場合、その承認を受けた日の属する課税期間から「課税売上割合に準ずる割合」を用いることができます。

課税期間の末日間に課税売上割合に準ずる割合を用いる必要が生じた場合（例：土地の譲渡があった場合等）には、承認申請書を提出したとしても、適用を受けようとする課税期間の末日までに税務署長の承認が受けられないケースがあります。

### 【改正の内容】

#### ■ 3月決算法人が3月末日に「承認申請書」を提出した場合の適用関係

＜改正前＞



＜改正後＞



### 適用時期

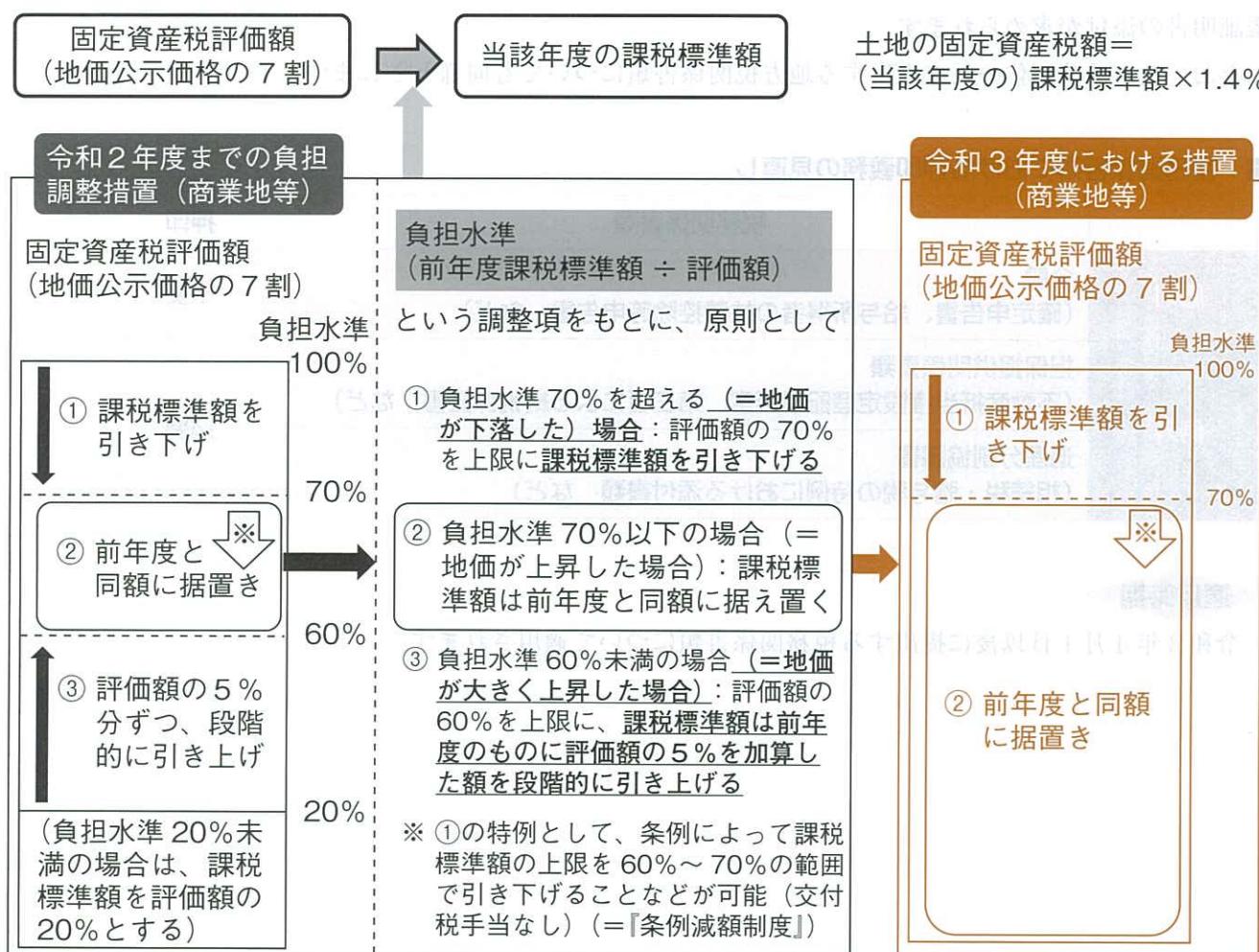
令和3年4月1日以後終了する課税期間から適用されます。

# V その他

## 1 土地に係る固定資産税等の課税標準額の据え置き

令和3年度は3年に1度の固定資産評価替えの年に当たりますが、評価替えによる評価額の上昇に伴う税負担の激変を緩和する負担調整措置が令和6年3月31日まで3年間延長されました。その上で、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和3年度に限り、評価替えを行った結果、税額が増加する宅地等（負担水準が商業地等は60%未満、それ以外は100%未満に限ります）及び農地（負担水準が100%未満に限ります）については、令和2年度の課税標準額と同額に据え置かれます。

### 【改正の内容】



### 適用時期

負担調整措置は、令和6年3月31日まで延長されました。

## 2

# 税務関係書類における押印義務の見直し

政府全体の行政手続におけるデジタル化を推進する観点から、税務関係書類における押印義務が見直されました。

**【改正の内容】** 税務署長等に提出する税務関係書類のうち納税者等の押印を求めていたものについては、原則、押印義務が廃止されました。

ただし、実印による押印・印鑑証明書の添付を求めていた税務関係書類については、引き続き押印・印鑑証明書の添付が求められます。

なお、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様とされます。

## ■ 税務関係書類における押印義務の見直し

税務関係書類		押印
原則	全般 (確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書 など)	不要
例外	担保提供関係書類 (不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書 など)	必要
	遺産分割協議書 (相続税・贈与税の特例における添付書類 など)	

### 適用時期

令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。

### 3 電子帳簿等保存制度の見直し

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上を図る観点から、電子帳簿等保存制度が見直されます。

[案内の五点]

#### (1) 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

信頼性の高い電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、正規の簿記の普及とペーパーレス化の観点から、電子帳簿等保存制度に係る手続が簡素化されます。

##### 【改正の内容】

##### ■ 電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化

改正前	改正後
電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、事前に税務署長の承認が必要	税務署長による事前承認を廃止し、電子帳簿利用上の事務負担を削減
電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定 ① 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ② モニター、説明書等を備え付けること  要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存	モニター、説明書の備付け等の最低限の要件を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記帳されるものに限定）についても、電子データのまま保存することが可能
—	信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）については、インセンティブにより差別化（過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乗せして65万円）



## (2) スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設

スキャナ保存制度（紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件を大幅に緩和するとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑制するための担保措置が講じられます。

### 【改正の内容】

#### ■ スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置

改正前	改正後
取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に税務署長の承認が必要	税務署長による事前承認を廃止し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減
原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在 ・領収書には受領者が自署 ・経理担当者がスキャンする場合は最長2カ月以内（営業担当者は概ね3営業日以内）にタイムスタンプを付与 ・紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等がチェック	・領収書への自署は廃止 ・タイムスタンプ付与までの期間は最長約2カ月以内に統一 ・紙の原本とスキャナ画像との同一性のチェックは不要化 ・電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加算

## (3) 電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化

電子取引に係るデータ保存制度の検索要件を限定・不要とする措置が講じられます。

### 【改正の内容】

#### ■ 電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

改正前	改正後
取引年月日その他の日付、取引金額その他国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定  ・日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定 ・2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定	検索要件については、日付、金額、取引先に限定  保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、左記の検索要件が不要（電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様） また、保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合、すべての検索要件が不要

### 適用時期

(1)、(2)、(3)の改正は、令和4年1月1日以後に適用されます。

## 4 車体課税の見直し

### (1) 自動車重量税のエコカー減税の見直し

自動車重量税のエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、令和2年度燃費基準を達成していることを条件として、令和12年度燃費基準の達成度に応じて減免する制度に見直されます。

#### 【改正の内容】

##### ■ 自動車重量税のエコカー減税の見直し

改正前 (令和元年5月1日～令和3年4月30日)		改正後 (令和3年5月1日～令和5年4月30日)	
EV・PHV 燃料電池車 天然ガス自動車 クリーンディーゼル車	2回免税	EV・PHV 燃料電池車 天然ガス自動車 ※クリーンディーゼル車については下記参照	2回免税
ガソリン車・LPG車	令和2年度燃費基準 +90%達成～	2回免税	令和12年度燃費基準 120%達成～
	令和2年度燃費基準 +40%達成～	免税	令和12年度燃費基準 90%達成～
	令和2年度燃費基準 +20%達成～	▲50%軽減	令和12年度燃費基準 75%達成～
	令和2年度燃費基準 達成～	▲25%軽減	令和12年度燃費基準 60%達成～

クリーンディーゼル車については、燃費性能に応じた減税措置に見直されます。市場への配慮等の観点から、令和3年度及び令和4年度に関しては激変緩和措置が講じられます。令和5年4月末までの間に限り、令和2年度燃費基準達成車は1回免税とされます。また、令和4年4月末までは、令和2年度燃費基準未達成車も特別に上記の激変緩和措置の対象とされます。

改正前		改正後		
令和元年5月～ 令和3年4月		令和3年5月～ 令和4年4月		令和4年5月～ 令和5年4月
燃費基準の達成度にかかわらず	2回免税	令和2年度燃費基準達成～	免税（※）	免税（※）
		令和2年度燃費基準未達成	免税	当分の間税率

（※）令和12年度燃費基準120%達成車については、ガソリン車と同様、2回免税となります。

## (2) 環境性能割の税率区分の見直し

自動車税、軽自動車税の環境性能割については、新しい令和12年度燃費基準の区分に見直されました。また、臨時の軽減措置（1%軽減）については適用期限が令和3年末まで9ヶ月間延長されました。

### [改正の内容]

#### ■ 環境性能割の見直し

改正前			改正後		
	登録車	軽自動車		登録車	軽自動車
EV・PHV 燃料電池車 天然ガス自動車	非課税	非課税	EV・PHV 燃料電池車 天然ガス自動車	非課税	非課税
令和2年度燃費基準 +20%達成～	非課税	非課税	令和12年度燃費基準 85%達成～	非課税	非課税
令和2年度燃費基準 +10%達成～	1%	非課税	令和12年度燃費基準 75%達成～	1%→0% (※)	非課税
令和2年度燃費基準達成	2%	1%	令和12年度燃費基準 60%達成～	2%→1% (※)	1%→0% (※)
上記以外	3%	2%	上記以外又は令和2年度 燃費基準未達成	3%→2% (※)	2%→1% (※)

(※) 令和3年末まで臨時の軽減措置（1%軽減）となります。

クリーンディーゼル車については、ガソリン車と同様燃費性能に応じた減税措置に見直されます。市場への配慮等の観点から、令和3年度及び令和4年度に関しては激変緩和措置が講じられます。

改正前		改正後		
	令和2年度		令和3年度	令和4年度
燃費基準の達成度にかかわらず	非課税	令和12年度燃費基準60%達成～	非課税	非課税
		上記以外又は 令和2年度燃費基準未達成	非課税	3%

#### 適用時期

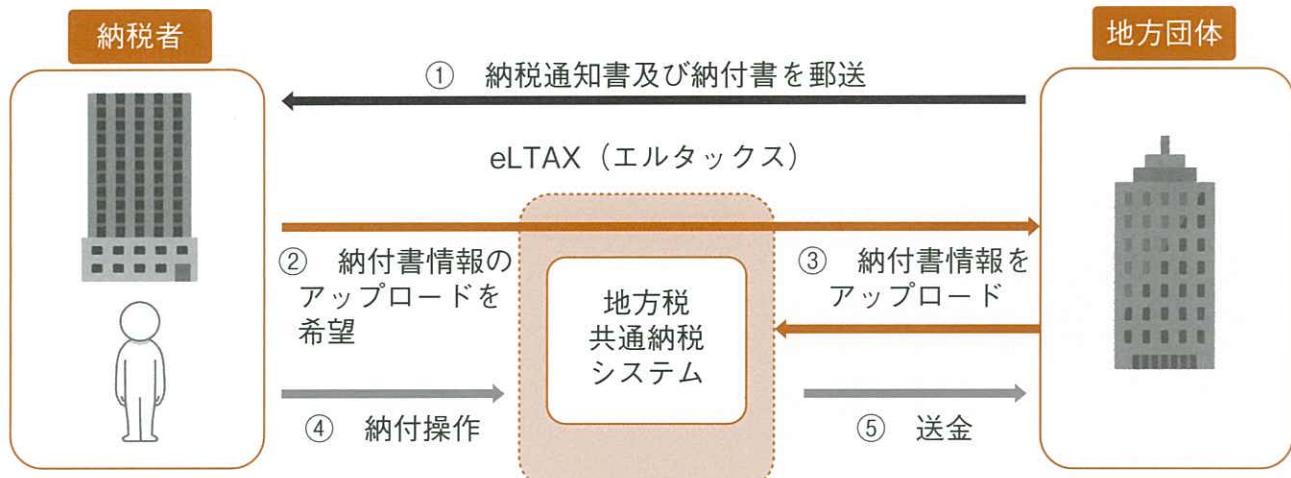
(1) の改正は、令和3年5月1日以後の自動車重量税に、(2) の改正は、令和3年4月1日以後の自動車税、軽自動車税に適用されます。

## 5 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税共通納税システムの対象税目について、賦課税目である固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、eLTAX（地方税のオンライン手続のためのシステム）を通じた電子納付が可能となります。

### 【改正の内容】

#### ■ 対象税目を賦課税目に拡大した場合のイメージ



### 適用時期

令和5年度以後の課税分について適用されます。

## 6 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとされます。この場合において、当該特別徴収義務者は、納税義務者に当該通知を原則として電子的に送付するものとされます。

また、特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）についても、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、当該通知をeLTAXを経由して、当該特別徴収義務者に電子的に送付するものとされます。

なお、現在、選択的サービスとして行われている「電子データの副本送付」（電子署名のないデータの送付）については、終了します。

### 適用時期

令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。

本冊子は、令和3年4月1日現在の法令に基づいて作成しています。今後の改正等の動向にご留意ください。

※本冊子の内容に関するお問い合わせは、下記の宛先までFAX等文書でお送りください。  
なお、個別事案に関するご質問にはお答えできませんので、あらかじめご了承ください。

## 令和3年度 税制改正のあらまし

令和3年5月発行

発行 公益財団法人 全国法人会総連合

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番地6

FAX 03（3357）6682

禁無断転載

